

徳島市教育振興基本計画（第3期）

素案

～概要版～

令和元年12月

徳島市教育委員会

1 計画策定の趣旨

平成18年12月に改正された教育基本法では、教育の理念や目的を具体化するため、「教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策等を盛り込んだ基本的な計画を国が定めること」、さらには、「地方公共団体は、国の計画を参酌し、その地域の実情に応じた基本的な計画を定めるよう努めなければならない」とされています。

本市では、この教育基本法の規定に基づき、中長期的な視点による教育行政の指針となる方向性を示した計画として、平成22年10月に「徳島市教育振興基本計画」(以下、第1期計画という。)を策定しました。

第1期計画では、「かがやきの人づくり～文化を育み、未来へ飛翔する人づくり～」を基本目標に掲げ、将来を担う子どもたちの育成、市民が生きがいを持って心豊かな生活を送れるよう生涯学習の充実、スポーツ・文化活動の振興により心も体も健康で豊かな創造性にあふれた人づくりなど、各種教育施策に取り組んでまいりました。

さらに、平成27年3月には、第1期計画における取組の成果と課題を踏まえ、引き続き本市の実情に応じた教育施策を推進するため、「徳島市教育振興基本計画(第2期)」(以下、第2期計画という。)を策定し、現在、この計画に基づき、総合的かつ計画的に取組を進めています。

こうした中、国においては、平成30年6月に第3期教育振興基本計画を閣議決定し、人生100年時代や超スマート社会[※](Society5.0)の到来、また、持続可能な開発目標(SDGs[※])をはじめとして社会の持続的な成長・発展といった2030年以降の社会像を展望した上で、第2期教育振興基本計画において掲げた「自立」・「協働」・「創造」の3つの方向性を実現するための生涯学習社会の構築を目指すという理念を引き続き継承するとともに、激動の時代を豊かに生き、未来を開拓する多様な人材を育成するために、生涯にわたる一人ひとりの「可能性」と「チャンス」の最大化を、今後の教育施策の中心に捉えることとしました。

本市におきましても、第2期計画が令和元年度に終了することから、これまでの取組の成果と課題を検証し、改めて本市の教育の方向や目標を定め、今後講ずべき施策を示した新たな指針となる徳島市教育振興基本計画(第3期)を策定するものです。

2 計画の性格

➤ 本計画は、対象範囲を学校教育[※]、社会教育をはじめとする本市教育委員会が所管する各種施策を網羅するものであり、本市の教育行政推進の基本と位置付けます。

また、教育基本法をはじめ関係法令に基づき、毎年度示す教育目標や基本方針作成の基本とし、継続的な取組の柱とします。

➤ 本計画は、徳島市まちづくり総合ビジョンから教育分野を抽出・肉付けした分野別計画です。

また、教育委員会が所管するものを根幹とするも、それ以外の各種計画との整合性を保ちながら事業の推進を図ります。

- 本計画は、下記の教育基本法第17条第2項の規定（努力義務）に基づく計画とします。

<p>【参考】 教育基本法（平成18年12月22日施行）</p> <p>第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。</p> <p>2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</p>

3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度（2020年度）から令和6年度（2025年度）までの5年間とします。

ただし、急激な社会情勢の変化などに伴い変更の必要が生じた場合は、適宜計画の見直しを行うこととします。

年度	25	26	27	28	29	30	31 元	2	3	4	5	6
国	教育振興基本計画 (第2期)					教育振興基本計画 (第3期)						
徳島市	徳島市教育振興基本計画 (第2期)					徳島市教育振興基本計画 (第3期)						

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、学識経験者、教育関係者、関係団体の代表者や公募市民等で構成する「徳島市教育振興基本計画（第3期）策定委員会」を設置し、その意見を計画に反映させることとしています。

また、教育委員会の計画策定体制として、関係課長等から組織する「徳島市教育振興基本計画（第3期）策定検討委員会」を設置しています。

5 基本理念

当計画においても第2期計画に引き続き、次のとおり3つの理念を継承します。

- ✚ 生涯にわたって、それぞれの発達段階や個性・能力に応じた学習に主体的に取り組める人を育成します。
- ✚ 確かな学力と規範意識を身に付けた、社会に対応していく「人間力」を備えた人を育成します。
- ✚ 先人が築きあげてきた伝統文化を次世代へ継承するとともに、本市独自の特色ある新たな地域文化の担い手となる人を育成します。

このような理念を包含するものとして、基本理念を次のとおりとします。



「人間力」の基礎となる確かな学力・豊かな心・健やかな体を育み、
『教育文化都市 徳島』の実現を目指します。

6 基本目標

かがやきの人づくり ～文化を育み、未来へ飛翔する人づくり～

この達成に向けて、将来を担う子どもたちの育成や、市民が生きがいを持って心豊かな生活を送れるよう生涯学習の充実に努めるとともに、スポーツ・文化活動の振興により、心も体も健康で、豊かな創造性にあふれた人づくりを進めます。

7 基本方針

基本目標を達成するため、取り組むべき7つの基本方針を掲げます。

- 基本方針1 「生きる力」を育む学校教育の推進
- 基本方針2 信頼される教育環境の実現
- 基本方針3 心豊かでたくましい青少年の育成
- 基本方針4 一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進
- 基本方針5 郷土の遺産である文化財の保存と活用
- 基本方針6 生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の振興
- 基本方針7 創造する喜びを拡げる生涯学習の推進

8 施策体系

基本方針	主な施策
1 「生きる力」を育む学校教育の推進	(1) 確かな学力の育成 (2) 豊かな心の育成 (3) 健やかな体の育成 (4) 幼稚園教育の充実 (5) 義務教育の充実 (6) 高等学校教育の充実 (7) 特別支援教育の充実 (8) 社会の変化に対応する教育の推進 (9) 魅力ある食育の推進
2 信頼される教育環境の実現	(1) 教育環境の充実 (2) 信頼される学校づくりの推進 (3) 教育の組織運営体制等の充実
3 心豊かでたくましい青少年の育成	(1) 家庭教育の充実 (2) 青少年活動の充実 (3) 健全育成体制の充実と環境整備 (4) いじめ・不登校問題への対応
4 一人ひとりを尊重する人権教育・啓発の推進	(1) 学校教育における人権教育の推進 (2) 社会教育における人権教育の推進
5 郷土の遺産である文化財の保存と活用	(1) 文化財の保存と活用の推進 (2) 文化財に親しむ機会の充実
6 生涯にわたり楽しめるスポーツ・レクリエーション活動の振興	(1) 市民主体のスポーツ・レクリエーション活動の推進 (2) スポーツ・レクリエーションに親しむ機会の充実 (3) スポーツ・レクリエーション施設の整備・充実
7 創造する喜びを拡げる生涯学習の推進	(1) 生涯学習活動の推進 (2) 生涯学習施設の整備・充実